

## Press Release

2021年3月23日

### 株式会社キーリー及び株式会社リトルギアに対する訴訟提起について

当社は、株式会社キーリー（以下、「キーリー社」）及び株式会社リトルギア（以下、「リトルギア社」）を被告として、損害賠償金の支払いを求め、下記のとおり、訴訟を提起いたしました。

#### 記

#### 1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

裁判所：札幌地方裁判所

提起日：2021年3月23日

#### 2. 請求の趣旨

- （1）キーリー社は、当社に対し、金1,000万円の限度でリトルギア社と連帯して、金1億円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- （2）リトルギア社は、当社に対し、キーリー社と連帯して、金1,000万円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- （3）訴訟費用はキーリー社及びリトルギア社の負担とする。

#### 3. 訴訟の提起に至るまでの経緯

当社は、当社商品「アイキララ」（以下、「当社商品」）の競合品であるキーリー社商品「メモリッチ」（以下、「キーリー社商品」）に関して、キーリー社が運営する公式サイトにおいて合理的な根拠に基づかず「モニターが選んだアイクリームランキング1位」「目元の悩みに使ってよかったアイクリームランキング1位」「目元に優しい化粧品アイクリームランキング1位」等と表示する行為が誤認惹起行為に該当し、また、キーリー社商品に関してリトルギア社が運営するアフィリエイトサイト（以下、「本アフィリエイトサイト」）において当社商品の価格等についてキーリー社商品と比較した上で虚偽の事実を流布した行為が信用毀損行為に該当するものと判断し、不正競争防止法又は民法に基づき、損害賠償の支払いを求め、訴訟を提起いたしました。

なお、キーリー社の代表取締役のうち2名がリトルギア社の代表取締役を兼任していることから、本件は、広告主であるキーリー社が本アフィリエイトサイトにおける表示内容を自作自演したとして、損害額の一部について、キーリー社に対して、リトルギア社と連帯してその支払いを求めたものです。

当社は、「競合・模倣対策室」を設置しており、当社及び他社の知的財産権を尊重し、公正な競争環境において事業活動を推進しております。今後も、同対策室を中心として、当社の知的財産権の侵害又は公正な競争環境を害する行為に対しては、必要に応じて法的措置を含む適切な対応を行ってまいります。

以上

#### 【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

株式会社北の達人コーポレーション 競合・模倣対策室  
電話番号：050-2018-7864（部署直通）